

○議長（中西峰雄君）次に、順番7、22番 楠本君。

〔22番（楠本知子君）登壇〕

○22番（楠本知子君）本日の最終でございます。大変お疲れと思いますが、もう少しご辛抱のほど、よろしく願いいたします。

（「まだ最終かどうかわからんで」
と呼ぶ者あり）

○22番（楠本知子君）済みません。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

1番目に、行政の無駄ゼロへの取り組みについてでございます。景気が低迷し、民間の給与が減少する中で、家計を預かる主婦は何とか無駄な出費を家庭内から一掃しようと努力しています。買い過ぎは慎み、衝動買いはやめ、節電、節水に努め、家族全員で無駄ゼロに挑戦しながら、住宅ローンや子どもの教育費など、どうしても必要な支出に支障を来さないように必死で努力しています。

市の財政も同じく緊縮財政を強いられていることは周知のところでございます。本当に無駄はないのか、まだまだ改善の余地があるのでは、というのが市民の感情であると思います。行政運営に対する市民の目線は厳しさを増しています。職員お一人おひとりが緊急時であるとの緊張感に立ち、無駄削減に努力することが市民の皆さまにおこたえする行政運営に通じると考えます。

①さらなる行政の無駄ゼロに向けて、現在、市では集中改革プランに集約されているかと思いますが、さらに強いご決意、具体策を伺います。

②サービス業に携わっておられる方からの

お声をお聞きしますと、今、利益の追求も大事だけれども、利益よりもお客様への思いやり、サービスを重点にして取り組んでいかなければならないと。従業員の教育もそういった面から教育をして、本当にお客様にどうやったなら喜んでいただけるか、気持ちよく買って、また食べて帰っていただけるかが大事だとお聞きをいたしました。行政サービスも同じだなというふうに思います。市役所に行くとはっとする、気持ちがいやされて帰ってきたと、市民の方から言われる接遇が大事だと思います。職員の方の笑顔とさわやかな声、スピードある対応とか、まったくお金のかけられない接遇の取り組みについて伺います。

③固定資産税、軽自動車税等の納付のお知らせ、また、納付書が送られてまいります。一家におきましては軽自動車、貨物の軽自動車2台、3台とお持ちになっておられるところがあります。一家に何枚も送らずに、一括で送付できれば経費節減になりませんか。

2番目、高等学校等進学奨励金の廃止についてです。家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、国立・私立高校の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金がスタートいたしました。公立の生徒は世帯の所得に関係なく授業料が無料になりました。私立高校の支援金には、保護者の所得によって加算されます。その金額は年収250万円程度の世帯には年間約24万円、250万円から350万円の世帯には年間約12万円が加算されるとなっております。

この高校の授業料の無料化に伴いまして、橋本市の進学奨励金が廃止をされました。市

にとりましては事務量も削減され、負担も少なくなったこととなります。しかし、低所得者の家庭におきましては、これまで月1万円、また、定時制の方は5,000円と入学祝い金3万円を支援をしていただいたことに大変助かっておりました。今回の授業料無償化は、橋本市の経済的に厳しい家庭の生徒には負担増となりました。低所得者層への配慮が必要ではありませんか。

3番、市営住宅の入居についてです。

①申し込み資格として、本人と同居者の収入を合算した年間総所得が規定の金額以内であるとありますが、その年収総額の設定について伺います。

②入居後、年収が変化しますが、どのように調査されていますか。

③滞納された場合の連帯保証人への請求について、どのようにされて解決されているのか伺います。

④入居が決まれば2名の連帯保証人をつけなければなりません。入居したくても保証人の確保ができないので申込希望を断念される市民の声を聞きます。公営住宅は低所得者層の住宅困窮者のための住宅です。どうしても保証人が見つからない人、いても保証人になってもらえない場合があります。保証人を入居の要件とするのではなく、保証人なしでも入居ができるような制度についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）高等学校等進学奨励金の廃止についてお答えいたします。

橋本市高等学校等進学奨励金等交付制度につきましては、向学心に燃え、学資の支弁が

困難である生徒の進学を奨励することにより、将来、社会有用の人材として成長を期待される生徒に対し、進学を保障し就学の機会を与えることを目的として、一年度ごと、全日制高校の場合、月額1万円を、定時制高校の場合は月額5,000円を、また、これとは別に新入生に対して入学支度金3万円を市が独自で支給してきた制度でありました。

平成22年度より、国の制度として、家庭の状況にかかわらず、公立高等学校については授業料が無償になったこと、国立・私立の高等学校については、就学支援金として月額9,900円、また家庭状況により加算金が支給されることとなりました。

これにより本市の高等学校等進学奨励金制度が一定の役割を終えたことから、平成21年度をもって廃止したものであります。

低所得者層への配慮が必要ではないか、との議員のおただしでございますが、現在、国において、従来の奨学金に加え、入学時に必要な経費などについて、低所得世帯の生徒を対象とする給付型の奨学金制度の創設が検討されており、その動向を見守る必要があると考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）最初に、行政無駄ゼロへの取り組みについてお答えいたします。

議員おただしのとおり、本市では平成18年11月に橋本市集中改革プランを策定し、今日に至るまで、さまざまな行財政改革に取り組んでまいりました。現在、計画の最終年度となる5年目を迎えており、今年度の成果については、平成23年度に報告させていただく予定となっております。その際には、平成18年度からの5カ年間の取り組み実績についての検証もあわせて行ってまいりたいと考えてお

ります。

次に、行政の無駄ゼロに向けての今後の具体策についてお答えいたします。

本市では平成20年度より事務事業評価の本格実施を行っており、試行実施の年度から数え4年目を迎える本年度は、P D C AサイクルにおけるA c t i o n (アクション)、すなわち改善の年となります。そこで、平成22年度の事務事業評価結果をもとに、各事務・事業に対しての見直し・改善計画を集約し、新たな集中改革プランとして、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の計画を本年度に策定することとしています。また、計画の策定にあたっては、行財政改革での成果を市民の皆さまによりわかりやすくするために、さまざまな指標を活用した数値目標を掲げるなど、市民目線での改革に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、日常業務の中で無駄を省くために取り組んできた節電、節水、エコドライブ、ペーパーレスなどについても、平成18年度に策定した橋本市地球温暖化防止実行計画に基づき、今後も引き続き徹底した取り組みを行ってまいりたいと思います。

市民サービスの向上や財政の健全化など、行政運営を効率的・効果的に進めていく上で、これで十分だというものはありません。今後も引き続き不断の改革を推し進め、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、接遇の取り組みについてお答えいたします。

現在、橋本市に限らず、公務員に対する市民の目は厳しくなっています。特に、窓口対応での第一印象は、同じ事柄をお伝えするにしても大きな違いがあると考えています。

このことから、市では職員研修において接

遇は基本と考え、積極的に取り入れているところですが、具体的には、新規採用職員研修や職員基本研修において、接遇研修を実施しているところですが、

しかしながら、過去から比べると随分良くなったという意見をいただいている中で、いまだに接遇に対する苦情があるのも事実です。

このことを踏まえ、特に窓口対応についてさらなる改善に努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは続きまして、行政の無駄ゼロへの取り組みについての3点目の、各税ごとにおける納付書の一世帯または一家族に対する一括納付書の発送についてであります。これまでも本市の経費節減策といたしましては、固定資産税や個人の市町村民税に関しては、期別ごとに4回送付していたところを、固定資産税は平成19年度から、市町村民税は平成21年度から、納税者ごとに納付書を一括送付にしております。

また、軽自動車税に関しても、以前は車両一台ごとに送付していたところを、納税者ごとに納付書を一括送付するなど、経費の削減に取り組んでいるところでございます。

議員おただしの、一世帯または一家族ごと一括して納付書を発送できないかとのことですが、固定資産税については、地方税法第364条第3項で、市町村民税については第319条の2第3項で、また、軽自動車税については、地方税法第446条第2項において、納税通知書を当該納税者に通知することが義務付けられております。

このように納税者への送達義務が義務付けられておりますので、一世帯または一家族の一括納付書の発送はできませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）市営住宅の入居申し込みに際しての年収総額の設定についてのご質問でございますが、入居者の収入に関しての資格要件は、申込世帯の本人および16歳以上の同居者年間所得総額から同居及び扶養親族に応じて定められた額を控除し、12カ月で除した金額が入居収入基準以内であることとなっており、具体的には、一般世帯で月額15万8,000円以下、高齢者や障がい者等の裁量世帯で21万4,000円以下となっております。

1点目のご質問である入居後の年収調査についてですが、各入居者には市営住宅入居者世帯調査票兼収入申告書を毎年7月から8月末に提出を願っており、添付書類として16歳以上の世帯全員の所得証明書を提出していただいております。

この申告により、各入居世帯の年間所得について把握し、次年度の住宅使用料を算定しております。なお、退職等急な収入の変化につきましても、入居者の申請により、その都度住宅使用料を変更しております。

2点目の、滞納された場合の連帯保証人への請求ですが、滞納が発生した場合、直接住戸を訪問したり、勤務先等に連絡をとり、納付指導に努めております。また、留守がちになっている入居者については、夜間における電話督促や夜間徴収等を行うことで、納付の機会を増やし対応しております。このような対応によっても納付に至らない滞納者については、明け渡し請求も視野に入れながら来課要請を行い、早期納付と滞納に至った事情説明を求めています。この際に、呼び出しに応じない滞納者に対し、連帯保証人に家賃滞納状況を連絡する旨を通知し、来課や納付の動機付けを行っております。その上で、なおご返答がない場合は、連帯保証人に直接お

会いして、家賃滞納状況や連帯保証人に対しても滞納家賃の納付を求める場合があることを説明し、滞納者への納付指導をお願いしております。また、市と滞納者との協議の場への同席や、滞納者にかわり納付いただいた事例もあるところです。

3点目の、入居決定後必要な2名の連帯保証人の制度に関するご質問でございますが、現行の住宅入居手続きにおきましては、連帯保証人2名の連署する請書を提出することとなっております。これは入居後の住宅使用料の支払い、その他賃貸借契約に基づき債務を保証するための措置であり、今後も必要と考えております。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）恐れ入ります。

先ほど、私、市営住宅の年収総額の設定のところで、具体的な一般世帯で月額18万5,000円と言ったということですので、具体的には一般世帯で月額15万8,000円以下でございます。えらい申しわけなく、おわび訂正いたします。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君、再質問ありますか。

22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）ありがとうございました。

1番目の行政の無駄ゼロへの取り組みということで、大きな題目を挙げさせていただきましたが、私自身もまだまだ勉強不足で、本当に先輩議員の方々が、いろんところで行財政改革に対して質問をされておられます。私はどちらかというと、そういう主婦の目線でものを言わせていただきました。

3番目に挙げられた軽自動車税の、一緒に入れられへんのかなというふうなことは、主婦からいただいたお声でございます。例えば、今、軽自動車を持たれる家庭も2台、3台と

結構増えてます。名義が一緒であれば2枚が一緒に入ってきますよね。名義が違えば同じ家族であっても別々に送られてきます。だから、我が家でも3枚送られてきました。これが一つの封書の中に3枚の納税申込書、もしくはそういう金融機関で落ちますよという書類が3枚一緒に入れれば、この紙代と送り賃とすごく節約できませんかというお声をいただいたんですけど、それに対してはできないということで、もういっぺん答弁いただけますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどもご答弁させていただきましたように、例えば、お一人の方が2台、3台持っておる場合は一括してさせていただきますはおるんですが、同じ世帯の中で、例えば兄弟、お父さん、お母さんとか、家族の方で確かにそういう事例が発生しております。ただ、これにつきましても、例えば一括して代表の方にご提案かと思うんですが、直接本人が受け取ってないという問題もケースとしては出てまいります。受け取った方が開封して、自分の家族の方々に間違いなく配っていただければ、そういう問題もないんでしょうが、私は直接受け取っておりませんというお話が発生しますので、申しわけございませんけれども、経費の面を考えると、私も一括で送らせていただいたほうがいいかなとは個人的には思うんですが、地方税法の中でも納税者個々に送付すると、遅くともということで、十日前までにはということで、納税者に対してということであつたわけですので、非常にご答弁申し上げにくいんですが、地方税法遵守ということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）わかりました。了解いたしました。

そういうふうな市民の方のお声、主婦の方のお声というのは、本当に小さなことですが、あると思うんです。または、職員さん自らがそういう危機意識を持ちながら、少しでも行政の無駄を排除していこうと思っているお声を、この集中改革プランの中で、もちろん入れておられるかと思いますが、その辺の機能を、どのように機能されて、どのように具体的に取り組んでおられるのか、具体的にあったら少し教えてください。

○議長（中西峰雄君）理事。

○理事（塚本 基君）毎年、各課でヒアリングさせていただいて、今現在の進捗状況等を見させていただいて、今後どういうふうにするかということ、2週間ほどかけてヒアリングさせていただいておるのが現状でございます。庁内につきましては、

今年につきましては、先ほども企画部長のほうから答弁ございましたように、新規でまた集中改革プランを5カ年経過して、前回の22年度で終わるということになってますので、23年から27年に向けての5カ年の集中改革プランを作成していくということですので、今年、7月のたしか5日からやったと思うんですけども、その間で2週間かけて各課ヒアリングした形で、新たな集中改革プランをつくっていきたいというふうに考えております。

ただ、一般市民の方からのことにつきましては、今のところ、それを取り入れるというふうなシステムにはなってございませんので、もし、それもこういうふうにしたらええんやないかというふうなこともあろうかと思っておりますので、そこら辺も含めて、またPRして取り入れるべきところは取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）ありがとうございます。期待をしておりますので、ご検討のほど、

よろしくお願ひいたします。

次に、②の市役所に行くとはっとする、また、いやされるという市民の方からの接遇の取り組みについてでございますが、私が議員にならせていただいておりますはじめて19年度の仕事を始めのときに、市長がその訓示の中で、お話をされた中で、特にあいさつについてのお話をされましたことに、すごく私、印象が残っているんですけれども、やはり、あいさつに始まってあいさつに終わるとということが非常に大事かと思ひます。そういう一点と、市民の皆さまからいろいろなお声をいただく中で、本当にいろいろ相談しに行ったらすごく親切にさせていただいて、本当に良かったですということで、よろしく言うておいてくださいねというふうな市民のお声もお聞きします。それからまた反対に、一週間腹が立って腹が立って寝られへんかったというて、怒って来られる市民のお声もお聞きします。いろいろ努力をされているかと思ひますが、そういうお声が100%いただけるというのは本当に難しいことかなと思ひますけれども、さらなる取り組みについて、もう一度答弁いただけますでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）議員の言われるような市民の声というのが一番如実に現れておりますので、私もすべて見てますけれども、市長への手紙がかなり多うございます。その中では、いろいろなお褒めの言葉もありますけれども、かなり対応がまざったという部分もござひます。ということで、現在、新人職員につきましては、県のほうの職員研修の中で3日間のうち1日、半日近く、さわやか行政ということで接遇の研修も、これは義務的に受けさせております。

それから、年間の研修の中でもクレーム対応研修ということで、クレーム対応研修とい

うのは、これは話の聞き方、特に聞き方、接し方というので、それをクレームにしてしまわないような形の対応というのを研修、そういうこともやってござひますし、今後とも、一番大事なのは職員の接遇だというふうに考えてござひます。

具体的なところで、こんなんも言う必要はござひませんけれども、電話かけたら名前を言わない。課しか言わない、名前を言わないというようなことも二、三年前からはかなり徹底した中で、課と一緒に名前も言いなさいということでしたわけですけど、最近また言わないところも、ちょっと戻っているようなところもござひますけれども、そういうところも含めて、今後きちっとさわやかに接せられるような研修なり、そういうことを進めていきたいというふうに考えてござひます。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）2番に移らせていただきます。

高等学校の無償化に伴ひまして、廃止がされたということになってるんですが、この平成20年度で579万円の支援奨励金が出ておりました。この対象者の方は、46名ということで、定時制が5名の方がいらっしやいまして、あわせて46名ということで、大変助かっておりましたというお声をお聞きしております。21年度はさらに、ちょっとわかりませんが、多分これより増えているのかなという気がいたします。

先ほどの答弁では、奨学金の給付型が検討されているということで、国で検討される制度を見ますと、給付型ができたらいんですけれども、できなければどうなるんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）お答えいたします。

高等学校等就学支援金の支給とともに、高

校の実質無償化を図るために、従来の就学金に加えて、入学時に必要な経費などについて低所得世帯の生徒を対象とする就学支援策、給付型奨学金等を行うために要する資金を、国については各都道府県に対し交付することは必要であると考えております。そういったところ、22年度についてはそういった国の財政の関係についてはございませんが、今年の4月の文部科学大臣の記者会見録を見ますと、教育への投資、それから人への投資については、ぜひともこういった23年度の予算に向けて、夏の概算要求に向けて準備していきたいというようなところがございます。そういった国の動向を見守っていきたく、そういう考え方でおります。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）だから、見守っていかれる間は何もされないんですか。市としては、これは大事な低所得者層のせつかくの支援策を打ち切っておられてるんですよ。これはこのままでいいんですかと言うたので、いいでよかったらいいと言ってください。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）そういった国の施策が、一応、高等学校の無償化もされたところから一定の役割を果たしたということで、橋本市としては現状そういった支援策については考えておらないということです。

以上です。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）高校の無償化によって一定のあれはされたという見解ですけれども、この高校の無償化の制度はまだまだ、私も理解はしてるんですけれども、低所得者層への配慮が欠けた中で進んでおりますので、私立の高校へ行かれています方には配慮があるんです。それは授業料の云々の話になるんですけど、公立高校に行かれています橋本市の方にと

っては、負担増になっているんですよ。せつかく高校の無償化ということができたがために。

これは、せつかく橋本市がやっていただいている、市長が言われている教育と福祉にかける、これからやっていくと言われているのに、この、少し、たとえ祝い金でも3万円ですよね。授業料が1万円で無料になったから差し引き無料でゼロですけど、祝い金を本当に待たれていた方、また、高校に入るのには、入ってからいろいろお金がかかります。そんな費用もあるのでね。それを期待されているとか、本当に喜んでいただいている政策を、もう打ち切るんですというふうに言われるのは本当に悲しいなというふうに思います。ぜひとも、一度切った制度を再度復活するというのは難しいことなのかもしれませんが、よくご検討いただいて、要望しておきます。

次に、3番の市営住宅の入居のほうについて入らせていただきます。

○議長（中西峰雄君）楠本議員、ちょっと済いません。

この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

楠本議員、どうぞ。

○22番（楠本知子君）市営住宅の問題につきましても、生活に密着した問題として、これまでも先輩議員の方がいろんな観点から質問されて、取り組んでいただいているところでございます。

特に今回、私は市民の方から、入居の際の保証人の確保について大変苦慮しているというお声をお聞きしましたので、質問をさせていただきました。もう一度、再度ちょっとお伺いしたいことがあるんですけども、入居されてから収入を毎年申告をされますよね。申請されないといけないんですけども、入居

者のどれくらいの方が収入を申請されておられますか。100%申請されてますでしょうか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）正確な数字ではございませんが、100%ではございません。何かの理由で収入申告をされてない方につきましては、おのずと家賃の体系も変わってきます。その旨を入居者の方に説明もしておるんですけども、そういった方につきましては、家賃の応能応益家賃という形の中での請求となってきますので、それだけ家賃が上がるので、早く申告書を提出してくださいというのは通常言っております。ほとんどの方は、すべて7月から8月にかけての収入申告はされて、家賃の決定をしておる次第でございます。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）この入居後の収入を申請されてない方は最高家賃でありますというのは、最高家賃を多分設定されてると思うんですけども、この市の広報を見ますと4万1,500円が最高家賃ですか。違いますか。違うかったら教えてください。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、最高家賃につきましては、団地の形態によります。やっぱり古い団地から一番新しい団地という中で、すべて計算方法は異なっております。

まず、家賃算定基礎額というのがございまして、その中でいろんな立地係数、規模係数とか経過年数等を掛けた中で、通常は家賃の決定をしております。ただし、今いきました収入申告がない場合につきましては、最高が、やはり古い団地でございましたら最高でも何千円というところがございまして、比較的新しいところにつきましては8万円、9万円というような形になっております。それはいかにも団地の経過年数と、規模の大きさ等もすべて加味した中での計算でおります。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）そしたら、その住宅によって値段が違うということですから、最高家賃がいくらで、一番低いなりに最高家賃はいくらですか。最高家賃のところと、新しいところで、古いところの最高家賃はいくらですか。8,000円ですか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、古いところの、これはあくまでも最高家賃というのは、通常の所得の申請をさせていただいた方の家賃と違いまして、今言うておるように申請もなしの中での最高家賃で、一番少ないのが井手の下住宅、昔の前畑プールのあたりなんですけども、そこで最低が500円、最高が5,900円。それで、次に一番高いところの例を出しまして、伏原団地4階、それが最低で1万6,600円、最高で9万200円。もう一つ高いのが、名古屋第三団地。それが最低で、ここで6戸なんですけども、このお住まいの方の最低が3万4,400円、最高が9万3,400円。これは、3万4,400円、伏原団地でのこの違いにつきましては、その方の所得によりますので、それで計算した中で算定した額でございます。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）わかりました。

もう一つお伺いしたいんですけど、連帯保証人が亡くなられてたり、また、住所不明になっていたりという場合は、そういうのは入居者からの申請待ちということでしょうか。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）こちらではすべて把握できませんので、毎年申告されるときに保証人変わってませんかと聞かせていただいて、変わってないということであれば、そのまま行っております。もし変わっておれば、そういった亡くなっておらないと相手と言え

ば、保証人を新たに書いてくださいということは、申請した方には説明させていただいております。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）家賃を3カ月滞納された場合は分納していただくとか、また何とか支払っていただけるようにという対応をされていると思うんですけども、その滞納者の方が分納に行かれている場合が、これは昨年の21年の予算委員会でも、先輩議員の方がお聞きをされてるんですけども、分納へ行かれている方が6割で、4割の方はそのままになっているというふうにお聞きをしたんですけども、分納へ行かれてない4割の方の対応について、この保証人の方との関係も含めて、どのような解決策で進まれているのか、もう一度お伺いしたいんですけど。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）1回目の答弁させていただきましたように、まず入居者の方に連帯保証人の方にこういうことを伝えますので、それまでに担当課のほうに来ていただいて何とか納付してください、並びに、そうか分納してくださいということを、まず1回目はそういうような形で言わせてもらいます。その次につきましては、直接市のほうから、もし、そういった場合で来ない場合につきましては、連帯保証人さんに市がお会いいたしまして、何とか入居者の方に催促してくださいということで、まず言わせていただきます。それでもなおかつ来ない場合につきましては、市から連帯保証人さんと三者で一応話し合いをして、そこで一日も早く家賃を入れてくださいというようなこととなります。

ただし、やはりそういったことで一部連帯保証人さんのほうから、ちょっとでも分納については、私が、連帯保証人の方が払いますとかという方もいらっしゃいますので、そう

いった方につきましては、分納も連帯保証人さんの方がやっただけしている、そういう事例がございます。

なお、この前の議会でも、去年、一昨年とかけさせていただきましたように、あまりにも高額で長い、かなりの家賃をためておることにつきましては、そういった裁判の形の中で、過去、ここの2カ年の中で6件行っております。そういうこともやりますよというようなことも踏まえながら、入居者の方の滞納の整理にあたっては、慎重にお話をしておる最中でございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）22番 楠本君。

○22番（楠本知子君）細かいことまでお聞きして申しわけなかったんですけど、この保証人制度が、保証人が十分に機能されているのかなというのがすごく気になっていたんです。平成14年の国の、公営住宅に入居する保証人及び家賃の取り扱いについてという条例の中で、保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃支払いその他賃貸契約に基づく債務の履行において、誠意と能力があると認められるときは、保証人は必ずしも要しないからである。また、公営住宅が住宅に困窮する低所得者の移住の安定を図ること、その役割としていることに鑑みると、入居者の努力にかかわらず、保証人が見つからない場合は保証人の免除などの配慮を行うべきである、というふうに条例でうたわれているんですけども、そんな中で、ある他市におきましては、そういう保証人をつけないで入居をされて、公営住宅、市営住宅に入居可能であるという市があったり、また、保証人を2人から1人とというふうにしていただいている市もありますので、そういう制度の見直しを検討していただきたいということで、最後にもう一度、済みませんがよろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、先ほども答弁させていただきましたとおり、今回の保証人につきましては、一応2名で従来どおり行いたいと、それは思っております。ただし、うちの管理条例の中でも、先ほど言いました今までの長い年月の中でも、どうしてもいたし方ないという方とかにありましては、市長が特別の事情があるという形の中で適用して、そういった形で免除した方もいるとは聞いております。ただし、それはあくまでも生活保護の方とか、非常に見つけにくい方の中での事例が、橋本市での1件があったということは聞いております。

基本的には、やはりこういった保証人をつけていただいて、そういったことで住宅使用料の支払い等、その他緊急の連絡先等もありますので、やはり保証人制度は今までどおり

やっていきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。

これをもって、22番 楠本君の一般質問は終わりました。

○議長（中西峰雄君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月15日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後5時7分 延会）